

# 新型コロナウイルスに係る出勤停止判断基準

令和4年6月2日版

依然としてコロナウィルスの感染は続いているが、海外からの観光客の受入等制限の緩和がなされている状況を鑑み以下の通り改定する。

ZUISHO

Social Welfare Corporation  
Since 1975

①発熱・せき等の新型コロナウイルス感染を疑う症状がある場合

- 1) 勤務変更又は欠勤となる。
- 2) 有給休暇の使用は可能とする。
- 3) 症状が消失し出勤する場合は、抗原検査を行い、陰性であれば出勤可とする。検査費用は施設負担とする。

## ② 同居家族（同居人）が感染した場合

- 1) 保健所により濃厚接触者として認定された場合、**出勤停止**とする。但し、接触状況により、毎日就業前の抗原検査で陰性であれば出勤可とする。検査費用は施設負担とする。
- 2) **有給休暇**の使用は可能とする。
- 3) 保健所からの許可があり出勤する場合は、抗原検査を行い、**陰性であれば出勤可**とする。検査費用は施設負担とする。

### ③ 業務外で県外（※徳島県は除く）へ出かけた場合

- 1) 発熱・せき等の新型コロナウイルス感染を疑う症状がない場合であって、出勤前、抗原検査により **陰性が確認**された場合、出勤可とする。
- 2) 出かける際は、**管理者へ報告**し、**抗原検査キット**を施設から購入する。購入費用は自己負担とする。但し、医療用承認を受けた抗原検査キットであれば自身で調達することを妨げない。
- 3) 管理者へ**報告せず**、県外へ出かけ、新型コロナウイルスに感染した場合、法人**補償の対象としない**。

## ④ 同居家族の職場や学校でコロナ感染者が出た場合

※同居家族が濃厚接触者ではないケース

1) 出勤可とする

## ⑤ 副業先で新型コロナウイルスが発生した場合

※濃厚接触認定は受けていないケース

1) 出勤可とする